

福島第二原子力発電所
保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明

令和 2 年 1 2 月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. はじめに..... - 1 -
2. 廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更条文の整理..... - 1 -

1. はじめに

本資料は、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請において、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）第92条第3項各号及び「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」（以下「廃止措置保安規定審査基準」という。）に定める基準に適合するものであることを説明するものである。

2. 廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理

実用炉規則第92条第3項各号及び廃止措置保安規定審査基準で要求される事項について、廃止措置の保安規定変更条文においてどの条文で対応しているかを整理している。

今回の保安規定変更認可申請において、実用炉規則第92条第3項各号及び廃止措置保安規定審査基準に適合する変更内容であることを説明するため、廃止措置保安規定審査基準に定める基準に対応する保安規定条文を抽出する。

なお、変更「有」において、変更概要が「－」としている条文については、組織名称、条文番号等の変更のみである。

また、主な数値の変更理由を別紙－1に示す。

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理 (1 / 13)

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
実用炉規則 第92条第 3項第1号 関係法令及 び保安規定 の遵守のた めの体制 (経営責任 者の関与を 含む。)に 関すること。	(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制				
	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	有	廃止措置の品質保証に変更。
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	無	—
実用炉規則 第92条第 3項第2号 品質マネジ メントシス テムに関す ること(手 順書等の保 安規定上の 位置付けに 関すること を含む。)。	(2) 品質マネジメントシステム				
	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子力施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	廃止措置の品質保証に変更。
		2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理 (2 / 13)

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要				
実用炉規則 第92条第 3項第3号 廃止措置に 係る品質マ ネジメント システムに 関すること (手順書等 の保安規定 上の位置付 けに関する ことを含 む。)。	(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	第3条	品質マネジメント システム計画	有	廃止措置の品質保 証に変更。				
	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。								
実用炉規則 第92条第 3項第4号 廃止措置を 行う者の職 務及び組織 に関するこ と。	(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織	第4条	保安に関する組織	有	組織体制を整備 (廃止措置に係る 組織、廃止措置主 任者の追加。)				
	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。								
	第5条	保安に関する職務	有	組織体制を整備 (廃止措置に係る 組織の職務を追 加。)					
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。	第8条	廃止措置主任者の 選任	有	廃止措置主任者の 選任要件等につい て規定。				
i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。									
表1 廃止措置主任者の選任要件									
<table border="1"> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</td> </tr> </table>						廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者								
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者								

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理 (3 / 13)

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更有無	変更概要
(続き)	ii. 廃止措置主任者の職務に関すること	第9条	廃止措置主任者の職務等	有	廃止措置主任者の職務等について規定。
	a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。				
	b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。				
	c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。				
	d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。				
	e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。				
	f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。				
	g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。				
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重	第9条	廃止措置主任者の職務等	有	廃止措置主任者の職務等について規定。
	a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。				
b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。					
iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	該当なし	補佐組織を設置しないため、保安規定に記載なし	—	—	
v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。	第8条	廃止措置主任者の選任	有	廃止措置主任者の選任要件等について規定。	
実用炉規則 第92条第3項第5号 廃止措置を行う者に対する保安教育に関すること。	(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第71条	所員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
		第72条	協力企業従業員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第71条	所員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
		第72条	協力企業従業員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（４／１３）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和２年４月１日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
(続き)	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第71条	所員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
		第72条	協力企業従業員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第72条	協力企業従業員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
		第71条	所員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。
	第72条	協力企業従業員への保安教育	有	廃止措置に係る教育項目を規定。	
実用炉規則 第92条第3項第6号 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。	(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。具体的には				
	1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第16条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有	当該条文内容について規定。
	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	第16条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有	当該条文内容について規定。
	3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第16条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有	当該条文内容について規定。
実用炉規則 第92条第3項第7号 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。	(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	廃止措置保安委員会	有	名称を変更し、審議事項を見直し。
		第7条	廃止措置保安運営委員会	有	名称を変更し、審議事項を見直し。
実用炉規則 第92条第3項第8号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。	(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第39条	管理区域の設定及び解除	有	—
		添付1	管理区域図（第39条及び第40条関連）	有	—
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第40条	管理区域内における区域区分	有	—
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第41条	管理区域内における特別措置	有	—
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第42条	管理区域への出入管理	有	—
5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第42条	管理区域への出入管理	有	—	

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（5 / 13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更有無	変更概要
(続き)	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第43条	管理区域出入者の遵守事項	有	—
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第51条	管理区域外等への搬出及び運搬	有	—
		第52条	発電所外への運搬	有	—
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第44条	保全区域	有	—
		添付2	保全区域図(第44条関連)	有	—
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第45条	周辺監視区域	有	—
10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第53条	協力企業の放射線防護	有	—	
実用炉規則第92条第3項第9号 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	(9) 排気監視設備及び排水監視設備 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第34条	放射性液体廃棄物の管理	有	試料採取箇所の変更及び放出管理目標値及び基準値の変更(廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。) 別紙-1参照
		第35条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を設定しないよう変更(廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。) 別紙-1参照
実用炉規則第92条第3項第10号 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	(10) 線量、線量当量、汚染の除去等 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第46条	放射線業務従事者の線量管理等	有	—
		第50条	放射線計測器類の管理	有	エリアモニタの台数を変更(廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。) 別紙-1参照
	2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第37条	放射線管理に係る基本方針	有	—
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第51条	管理区域外等への搬出及び運搬	有	—
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第47条	床、壁等の除染	有	—
5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第49条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	有	使用済燃料貯蔵施設以外の施設の外部放射線に係る線量当量率の測定頻度を変更。	

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（6 / 13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
(続き)	6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、（12）及び（13）における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第51条	管理区域外等への搬出及び運搬	有	—
		第52条	発電所外への運搬	有	—
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第32条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	有	「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理に係る条文を追加（原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）（NISA-111a-08-1）を参考。）。
	8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、（13）における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし	クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし	—	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第39条	管理区域の設定及び解除	有	—
		第40条	管理区域内における区域区分	有	—
		第43条	管理区域出入者の遵守事項	有	—
		第47条	床、壁等の除染	有	—
		第51条	管理区域外等への搬出及び運搬	有	—
	実用炉規則第92条第3項第11号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。	(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 本事項については、以下のような事項が明記されていること。			
1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。		第36条	放出管理用計測器の管理	有	排水モニタ及び排気筒モニタの数量を変更（廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。）。別紙-1参照
	第50条	放射線計測器類の管理	有	エリアモニタの台数を変更（廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。）。別紙-1参照	

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（7 / 13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
(続き)	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	該当なし	1) に対応する保安規定条文で規定しているため該当しない	—	—
実用炉規則 第92条第3項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事 項（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。	(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関する事 項。ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10) 及び (13) における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第25条	新燃料の運搬	有	新燃料を解体・除染・再組立する場合に遵守する事項を規定。
		第26条	新燃料の貯蔵	有	—
		第27条	使用済燃料の貯蔵	有	—
		第28条	使用済燃料の運搬	有	—
実用炉規則 第92条第3項第13号 放射性廃棄物の廃棄 （工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事 項。	(13) 放射性廃棄物の廃棄 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出口質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第35条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を設定しないよう変更（廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。）。別紙-1参照
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出口質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第34条	放射性液体廃棄物の管理	有	試料採取箇所の変更及び放出管理目標値及び基準値の変更（廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。）。別紙-1参照
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第48条	平常時の環境放射線モニタリング	有	—
	4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第29条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	有	—
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第31条	放射性固体廃棄物の管理	有	—
	6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第31条	放射性固体廃棄物の管理	有	—
7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10) 及び (12) における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第31条	放射性固体廃棄物の管理	有	—	

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（8 / 13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
実用炉規則 第92条第 3項第14 号 非常の場合 に講ずべき 処置に関す ること。	(14) 非常の場合に講ずべき処置 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項 が定められていること。	第59条	原子力防災組織	有	—
		第60条	原子力防災組織の 要員	有	—
		第62条	原子力防災資機材 等	有	廃止措置に伴う変更。
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成す ることが定められていること。	第14条	マニュアルの作成	有	廃止措置管理に係 るマニュアルへ変 更。
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係 機関に通報することが定められていること。	第63条	通報経路	有	—
		第65条	通報	有	—
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災 害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7 条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定 められていること。	第59条	原子力防災組織	有	—
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、 応急処置及び緊急時における活動を実施することが定 められていること。	第66条	緊急時態勢の発令	有	—
		第67条	応急措置	有	—
		第68条	緊急時における活 動	有	—
	6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急 作業に従事させるための要員として選定することが定 められていること。	第61条	緊急作業従事者の 選定	有	—
	i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線 防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事 する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し 出た者であること。				
	ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。				
iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊 急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置 法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9 条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項 に規定する副原子力防災管理者であること。					
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線 量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばく の管理を含む）、緊急作業を行った放射線業務従事者 に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ず べき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第69条	緊急作業従事者の 線量管理等	有	—	
8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除するこ とが定められていること。	第70条	緊急時態勢の解除	有	—	
9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第64条	緊急時演習	有	—	

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（9 / 13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
実用炉規則 第92条第 3項第15 号 設計想定事 象、重大事 故等又は大 規模損壊に 係る発電用 原子炉施設 の保全に関 する措置に 関すること。	(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。				
	i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。	第17条	地震・火災等発生時の対応	有	可燃性の持込物の管理について明記。
		第17条の2	電源機能喪失時等の体制の整備	有	電源機能喪失時等の事象と体制の整備を規定。
	イ火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第17条	地震・火災等発生時の対応	有	可燃性の持込物の管理について明記。
	ロ火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。				
	ハ重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。				
	ニ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）				
	①大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。				
	②大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。				
③大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。	第17条の2	電源機能喪失時等の体制の整備	有	電源機能喪失時等の事象と体制の整備を規定。	
ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。					
iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。					
iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。					

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（10／13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
実用炉規則 第92条第 3項第16 号 発電用原子 炉施設に係 る保安（保 安規定の遵 守状況を含 む。）に関 する適正な 記録及び報 告（第134 条各号に掲 げる事故故 障等の事象 及びこれら に準ずるも のが発生し た場合の経 営責任者へ の報告を含 む。）に関 すること 及び17号 廃止措置に 係る保安 （保安規定 の遵守状況 を含む。）に 関する適正 な記録及び 報告（第1 34条各号 に掲げる事 事故故障等 の事象及び これらに準 ずるものが 発生した場 合の経営責 任者への報 告を含む。） に関するこ と。	(16) 発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	廃止措置の品質保証に変更。
		第73条	記録	有	廃止措置に係る記録へ変更。
	2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第73条	記録	有	廃止措置に係る記録へ変更。
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第9条	廃止措置主任者の職務等	有	廃止措置主任者の職務等について規定。
		第74条	報告	有	廃止措置に係る報告へ変更。
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第74条	報告	有	廃止措置に係る報告へ変更。
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第74条	報告	有	廃止措置に係る報告へ変更。

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理（11 / 13）

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
実用炉規則 第92条第 3項第18 号 発電用原子 炉施設の施 設管理に関 すること (使用前事 業者検査及 び定期事業 者検査の実 施に関する ことを含む。)。	(17) 発電用原子炉施設の施設管理 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画 の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力 事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、 保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1 912257号-7 (令和元年12月25日原子力規 制委員会決定))を参考として定められていること(廃 止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある 施設の施設管理を含む。)。	第54条	施設管理計画	有	廃止措置に係る施 設管理計画へ変 更。
		第55条	設計管理	有	—
		第56条	作業管理	有	—
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関す ることが定められていること。	第57条	使用前事業者検査 の実施	有	—
第58条		定期事業者検査の 実施	有	—	
実用炉規則 第92条第 3項第19 号 保守点検を 行った事業 者から得ら れた保安に 関する技術 情報につい ての他の発 電用原子炉 設置者との 共有に関す ること。	(18) 保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から 得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、 PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用 し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施 設の保安を向上させるための措置が記載されているこ と。	第54条	施設管理計画	有	廃止措置に係る施 設管理計画へ変 更。
実用炉規則 第92条第 3項第20 号 不適合が発 生した場合 における当 該不適合に 関する情報 の公開に関 すること。	(19) 不適合に関する情報の公開 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不 適合が発生した場合の公開基準が明確に定められてい ること。	第3条	品質マネジメント システム計画	有	廃止措置の品質保 証に変更。
	2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリ ーへの登録等に必要事項が定められていること。	第3条	品質マネジメント システム計画	有	廃止措置の品質保 証に変更。
実用炉規則 第92条第 3項第21 号 廃止措置の 管理に関す ること。	(20) 廃止措置の管理 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施 の管理について、必要な事項が記録されていること。				
		第10条	構成及び定義	有	第4章廃止措置管 理における構成及 び定義を規定。
		第11条	原子炉施設の運転 員の確保	有	—
		第12条	運転管理業務	有	—
		第14条	マニュアルの作成	有	廃止措置管理に係 るマニュアルへ変 更。
		第15条	引継	有	—
第17条	地震・火災等発生 時の対応	有	可燃性の持込物の 管理について明 記。		

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理 (12/13)

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
(続き)	(続き)	第18条	安全貯蔵措置	有	当該条文内容について規定。
		第19条	工事の計画及び実施	有	当該条文内容について規定。
		第20条	工事完了の報告	有	当該条文内容について規定。
		第21条	使用済燃料プールの水位及び水温	有	運転上の制限を施設運用上の基準へ変更。
		第22条	施設運用上の基準の確認	有	運転上の制限を施設運用上の基準へ変更したことによる変更。
		第23条	施設運用上の基準を満足しない場合	有	運転上の制限を施設運用上の基準へ変更したことによる変更。
		第24条	施設運用上の基準に関する記録	有	運転上の制限を施設運用上の基準へ変更したことによる変更。
		第31条	放射性固体廃棄物の管理	有	—
		第32条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	有	「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理に係る条文を追加（原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)(NISA-111a-08-1)を参考。)
		第33条	事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理	有	「放射性廃棄物でない廃棄物」の条文追加に伴う変更。
		第34条	放射性液体廃棄物の管理	有	試料採取箇所の変更及び放出管理目標値及び基準値の変更（廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。）。別紙-1参照
		第35条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を設定しないよう変更（廃止措置計画認可申請書記載のとおり変更。）。別紙-1参照
		第73条	記録	有	廃止措置に係る記録へ変更。

廃止措置保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条文の整理 (13 / 13)

法令	廃止措置保安規定審査基準 (令和2年4月1日施行)	保安規定条文		変更 有無	変更概要
実用炉規則 第92条第 3項第22 号 その他発電 用原子炉施 設又は廃止 措置に係る 保安に関し 必要な事項	(21) その他必要な事項 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。				
	1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	有	廃止措置段階のうち、解体工事準備期間であることを規定。
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	有	廃止措置段階のうち、解体工事準備期間であることを規定。

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の主な数値の変更理由について

条文	変更内容	変更理由
(放射性液体廃棄物の管理) 第34条	表34-2 放射性液体廃棄物（トリチウムを除く。）の放出管理目標値を変更 変更前：1. 4×10^{11} Bq/年 変更後：1. 4×10^9 Bq/年	廃止措置計画認可申請書に記載の値に変更 1号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-5表 2号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-5表 3号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-5表 4号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-5表
(放射性液体廃棄物の管理) 第34条	表34-3 トリチウムの放出管理の基準値を変更 変更前：1. 4×10^{13} Bq/年 変更後：1. 4×10^{11} Bq/年	廃止措置計画認可申請書に記載の年間放出量を基に1～4号炉の合計値を記載 1号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-4表 2号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-4表 3号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-4表 4号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-4表
(放射性気体廃棄物の管理) 第35条	放射性気体廃棄物の放出管理目標値を変更 変更前：希ガス 5.5×10^{15} Bq/年 よう素131 2.3×10^{11} Bq/年 変更後：設定しない (排気筒等において放射性物質濃度（希ガス，よう素131）が，測定指針に定める測定下限濃度未満であることを管理する。)	廃止措置計画認可申請書に記載の値に変更 1号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-2表 2号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-2表 3号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-2表 4号炉廃止措置計画認可申請書 添付書類三 第3-2-2表

条文	変更内容	変更理由
(放出管理用計測器の管理) 第36条	表36 1. a. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器のうち排水モニタの台数を変更 変更前：4台 変更後：3台	廃止措置計画認可申請書に記載の値に変更 1号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-2表 2号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-2表 3号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-2表 4号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-2表
(放出管理用計測器の管理) 第36条	表36 2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち排気筒モニタの台数を変更 変更前：9台 変更後：5台	解体工事準備期間においても、放射性気体廃棄物の管理に必要な放射線監視機能、放出管理機能及び性能を有する設備として、1～4号炉の主排気筒モニタ及び廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタを維持管理する。
(放射線計測器類の管理) 第50条	表50 3. 放射線監視用計測器のうちエリアモニタの台数を変更 変更前：179台 ^{※2} ※2：管理区域外測定用の7台を含む。 変更後：52台 ^{※2} ※2：管理区域外測定用の5台を含む。	廃止措置計画認可申請書に記載の値に変更 1号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-1表, 第6-2表 2号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-1表, 第6-2表 3号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-1表, 第6-2表 4号炉廃止措置計画認可申請書 本文六 第6-1表, 第6-2表